

第 1789 回（6 月 22 日）

90 年代後半期におけるフランス農政の 課題とその背景

石 井 圭 一

1998 年から 99 年にかけて、フランスでは新農業基本法案が立案、審議される一方、欧州連合（EU）レベルでは欧州委が提案した共通農業政策（CAP）改革をめぐる加盟国間交渉が行われた。

本報告の目的は、新農業基本法案で提示された主要政策課題について、農業構造と農業財政の展開、補助金と農業所得の側面に焦点を当てながら検討を行い、フランス農政の変革の方向を明らかにすることである。

① 90 年代の農業構造

フランスにおいて農業経営数の減少や大規模層への農地の集中は、今に始まったことではないが、この 10 年間にその速度が増したことは重要である。1990 年まで増加を続けた 50～70 ha の経営層は 90 年以降は減少に転じ、70～100 ha の経営層も 95 年以降増加を止めた。農業経営数の伸びは 100 ha 以上の経営層に限られる。100 ha 以上の経営への農地の集積は 90 年 26.7%が 97 年には 43.1%に高まった。農業構造の変化の過程で、農業経営者の平均年齢は低下し、今後の引退経営者数は減少する。農業経営数の減少は農村社会の活力低下をもたらす一方で、残る経営に対して規模拡大の機会を与え生産物価格の低落への適応を促すことができた。しかし農業者の引退によって流動化する農地が今後減少することは、規模拡大による経営の適応がこれまでより難しくなることを意味する。

② 農業所得、補助金と農業財政

92 年の CAP 改革後の堅調な市況と規模拡大により平均的な農業所得は上昇した。所得補償の水準は介入価格の引下げ幅を基準に算定されたため、穀作経営に対して過剰に補償する結果となったことは農業諸団体も認める

ところであった。また、直接支払いの対象は一部の生産物に偏る一方、面積や頭数当たりで支払われるため、当然配分の格差が生じる。農業所得に占める補助金比率が著しく高まり、歳出が一部の部門、地域、経営に集中したことで、農業界の内部からも農業支持の正当性や公平性を確保する新たな政策が求められるようになった。

90 年代のフランス政府の農業関連歳出は実質ベースで削減されており、特に各種直接支払い、投資助成、災害補償等、農業経営の所得に直接的に関連する農業生産対策費におけるフランス政府歳出減は顕著である。フランス農業に対する歳出全般は伸びたが、それを支えたのは EU 財源であった。また、92 年 CAP 改革の対象産品はフランスのシェアが高く、EU の農業歳出のうち対フランス歳出比率の増加に寄与した。これらは、フランス政府が単独で新たな農政の改革を実現できる余地が小さいことを意味した。

③ 99 年新農業基本法における政策手段

以上のような制約（面的拡大による経営適応の弊害と限界）と課題（農業補助金の正当性と公平性）に対して、新農業基本法が用意した政策手段が「経営地方契約」である。これは、高額受給経営の補助金を一部削減して主要な原資とするとともに、環境保全や雇用の創出、生産物の高付加価値化にチャレンジする農業経営に対して、補助金を再配分する仕組みである。経営の所在地に始まり、家畜の登録番号、各圃場の作付け計画などを記入した申請用紙を届け出ることによって給付を受けられた補助金に対して、「経営地方契約」は今後の経営の展開に促しながら、生産活動を通じて社会的ニーズにどう応えるかという農業者の構想力を問うている。補助金給付の要件は各地方、地域で立案される分権的な仕組みである。新制度の定着には試行錯誤の期間を要するであろう。